平塚競輪場新投票所等整備に係る公募型プロポーザル　　**令和8年10月29日**

第１回質問に対する回答

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層１	見出し階層２	見出し階層３	見出し階層４	見出し階層５	見出し階層６		
01_実施要領										
01-1	スケジュール	2	2	(1)					スケジュールに記載されている令和９年２月中旬の価格交渉、見積合わせとはどのような内容でしょうか	本事業は公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計交渉・施工タイプの対象工事となります。 詳細については以下の①から③のプロセスを確認してください。 ①価格等の交渉は提出設計費の見積書、見積条件書の妥当性確認を行い、価格等に関する交渉を実施します。 ②交渉後に、発注者は合意された見積条件に基づき予定価格を作成します。 ③優先交渉権者は交渉結果を反映した最終見積書を提出し、見積金額が予定価格を下回った場合、正式に設計業務委託契約を締結します。
01-2	本事業概要	3	1	(7)					入札以降整備・改修工事の請負契約までの間の物価上昇について清算対象と考えてよろしいでしょうか。	平塚競輪場新投票所等整備事業に係る基本協定書（案） 第11条第4項にに則り、協議することを想定しております。
01-3	現地確認の参加申し込み	4	4	(1)					現地確認の回数について実施期間内であれば複数回の現地確認は可能でしょうか。もしくは、参加人数の上限を増やす事は可能でしょうか。	実施期間内は、複数回の現地確認が可能です。 また、参加人数を最大10名までに変更します。現地確認参加申込書の現地確認予定欄に追加記入のうえご提出ください。
01-4	提案参加資格	5	3	(3)	ア	(ウ)			延床面積1,000㎡以上のにぎわい施設とあるが、用途が複合施設であり必ずしも該当しない用途部分があっても、延床面積を全体として考えてよいか？	お見込のとおりです。
01-5	提案参加資格	5	3	(3)	イ	(ウ)			延床面積1,000㎡以上の同類施設とあるが、ア(ウ)のにぎわい施設と読み替えてよいか？	お見込のとおりです。
01-6	提案参加資格	5	(3)	ア	(イ)				業務受託後の推進に関して、管理技術者および、分担業務分野の主任技術者は毎回のお打合せに参加する必要がございますでしょうか。	打合せ内容に応じて必要な技術者が参加するものとし、必ずしも全ての管理技術者及び主任技術者の毎回出席を求めるものではありません。
01-7	提案参加者の資格要件	6	3	(4)					各業務とは、設計業務、工事監理業務、施工業務(解体工事、整備・改修工事）に携わる企業より、委託・発注される業務と認識して宜しいでしょうか。(共同企業体のうち１社以上との要件では無いと認識して宜しいでしょうか)	お見込みのとおりです。
01-8	主任技術者（電気設備設計）の資格	7	3	(5)	オ	(ウ)			＜主任技術者（電気設備設計）の資格＞ 予定する技術者の実績について、元請としての実績だけでなく、同技術者が過去の案件で「下請（再委託）」として従事した実績も、本要件の実績として認められるか。	よろしいです。
01-9	提案参加資格	7	3	(5)	イ	(ウ)			実績として載せられるものとして「参加表明書の提出日から起算して１０年以内に完了した施設の設計業務」とあるが、完了とは施設の工事が完了していることか？設計が完了しているか？どちらですか。	設計業務の管理技術者として、設計が完了していることを求めております。
01-10	提案参加資格	7	3	(5)	イ	(ウ)			延床面積1,000㎡以上の同類施設とあるが、ア(ウ)のにぎわい施設と読み替えてよいか？	お見込みのとおりです。
01-11	工事監理業務の管理技術者および主任技術者	8	3	(5)	キ				実施要領<工事監理業務>の管理技術者および主任技術者（建築工事監理）について、設計業務の管理技術者と兼任であっても問題ないか。	よろしいです。
01-12	工事監理業務の主任技術者（電気設備工事監理）	8	3	(5)	コ				実施要領<工事監理業務>の主任技術者（電気設備工事監理）について、設計業務の主任技術者（電気設備設計）との兼務は可能か。	よろしいです。
01-13	工事監理業務の主任技術者（機械設備工事監理）	8	3	(5)	サ				実施要領<工事監理業務>の主任技術者（機械設備工事監理）について、設計業務の主任技術者（機械設備設計）との兼務は可能か。	よろしいです。
01-14	施工業務（解体）の主任技術者	8	3	(5)	セ				実施要領<施工業務（解体）>の主任技術者（解体工事）について、スの監理技術者にて包括ができないか。（建設業法により、監理技術者を1名設置することで法令遵守とならないか。）	よろしいです。
01-15	提案参加資格	8	3	(5)	キ				＜設計業務と工事監理業務の兼務＞ 管理技術者（工事監理業務）および主任技術者（建築工事監理）について、同一人物が設計業務の対応する役職（管理技術者および主任技術者（建築（総合））をすべて兼務することは認められるか。	よろしいです。
01-16	提案参加資格	8	3	(5)	ケ				＜設計業務と工事監理業務の兼任＞ 主任技術者（構造工事監理）について、設計業務の「主任技術者（構造設計）」との兼務は認められるか。	よろしいです。
01-17	提案参加資格	8	3	(5)	コ				＜設計業務と工事監理業務の兼任＞ 主任技術者（電気設備工事監理）について、設計業務の「主任技術者（電気設備設計）」との兼務は認められるか。	よろしいです。
01-18	提案参加資格	8	3	(5)	サ				＜設計業務と工事監理業務の兼任＞ 主任技術者（機械設備工事監理）について、設計業務の「主任技術者（機械設備設計）」との兼務は認められるか。	よろしいです。
01-19	提案参加資格	8	3	(5)	コ	(ア)			主任技術者（電気設備工事監理）を外部委託予定ですが資格「一級電気工事施工管理技士」の配置は不可でしょうか。	本業務の主任技術者には、工事監理に係る資格要件を求めています。一級電気工事施工管理技士は施工管理に係る資格であり、本業務の資格要件としては認めていません。
01-20	提案参加資格	8	3	(5)	サ	(ア)			主任技術者（機械設備工事監理）を外部委託予定ですが資格「一級管工事施工管理技士」の配置は不可でしょうか。	本業務の主任技術者には、工事監理に係る資格要件を求めています。一級管工事施工管理技士は施工管理に係る資格であり、本業務の資格要件としては認めていません。
01-21	提案参加資格	8	3	(5)	キ	(ウ)			管理技術者・主任技術者(工事監理業務）の資格要件として設計業務を行った資格者が、工事監理においても業務にあたることは可能か？	よろしいです。
01-22	配置技術者の資格	9	3	(4)	セ・チ				主任技術者（解体・整備・改修）の配置について、監理技術者を配置するため不要と考えてよろしいでしょうか。 選任が必要となる場合、現場代理人、監理技術者、主任技術者を兼務としてよろしいでしょうか。	建設業法に定める範囲で監理技術者を配置する場合は不要です。 また、法令、参加要件を満たす範囲で兼務可能です。 施工業務の遂行上、十分な体制が構築されることに留意してご提案ください。
01-23	施工業務（整備・改修）の監理技術者	9	3	(5)	ソ				実施要領<施工業務（整備・改修）>の監理技術者について、10年以内の実績については、前職での実績でも問題ないか。	よろしいです。
01-24	施工業務（整備・改修）の主任技術者	9	3	(5)	チ				実施要領<施工業務（整備・改修）>の主任技術者（建築工事）について、タの監理技術者にて包括ができないか。（建設業法により、監理技術者を1名設置することで法令遵守とならないか。）	法令、参加要件を満たす範囲で兼務可能です。 施工業務の遂行上、十分な体制が構築されることに留意してご提案ください。
01-25	提案参加資格	9	3	(5)	ツ	(ウ)			「同類施設の主任技術者等として。。」とりますが、新築工事としての規定はありあせん、改修工事でも宜しでしょうか？その場合様式2-8工事内容A新築工事の横にB改修工事と付け足しても宜しいでしょうか、ご指示願います。	よろしいです。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層１	見出し階層２	見出し階層３	見出し階層４	見出し階層５	見出し階層６		
01-26	提案参加資格	９	３	(5)	ツ	(ウ)			会社の営業所技術者等や経営業務の管理責任者は主任技術者になれますか、ご指示願います。	建設業法等の法令を満たす範囲で適宜ご判断ください。
01-27	提案参加資格	９	３	(5)	チ				工事請負契約約款（案）第10条5項の記載通り、主任技術者（建築工事）（解体工事）と現場代理人及び監理技術者の兼務は可能でしょうか、ご指示願います。	法令、参加要件を満たす範囲で兼務可能です。 施工業務の遂行上、十分な体制が構築されることに留意してご提案ください。
01-28	現地確認の参加申込	１０		(5)	ウ				参加人数は1団体につき5人以内とする。とありますが、10名以内への変更を願い致します。（設計3名、施工3名、解体2名・、電気・機械2名）	実施期間内は、複数回の現地確認が可能です。 また、参加人数を最大10名までに変更します。現地確認参加申込書の現地確認予定欄に追加記入のうえご提出ください。
01-29	提出部数	12	7	5					正1部、副10部と記載されていますが、すべての書類に同じ添付資料を付けるのでしょうか？	お見込みのとおりです。
01-30	プロポーザル参加表明書類の提出	１２	7	(１)	オ～ク				「様式２－５～８」の各技術者実績において、添付書類として会社概要等の記載がございますが、設計、工事監理、建設企業が同一の場合でも各書類へ会社概要等の添付は必要でしょうか。	同一企業の場合は、一部でよろしいです。
01-31	プロポーザル参加表明書類	１２	7	(1)	ケ				共同企業体協定書にて、設計会社1社と施工会社1社での応募の場合、JV項目に該当する利益金の配当は無いので、第8条、12条、13条、14条及び第16条の3項・4項・5項、第18条を削除しても構わないでしょうか？ご指示願います。	共同企業体協定書は参考の為、適宜修正しご提出ください。
01-32	技術提案見積書	１３	8	(１)	ス				見積内訳書に記載の単価は公共工事単価ではなく、民間の実勢価格に則した工事単価として宜しいでしょうか。	よろしいです。
01-33	提案参加資格	１３	8	(１)					代表企業が単独で応募する場合、技術提案書の実施体制図や企画提案において、「デザイン監修・空間プロデュースおよび特定内装工事を担当する専門協力会社」の企業名、役割、類似施設実績を明記して提案することは認められますでしょうか。また、その実績や体制は提案評価基準の「1-1 実施体制」等において評価対象となりますでしょうか。	明記して提案することは可能です。 評価については評価基準に記載のとおり、デザイン力や技術力など実施体制全体として総合的に評価します。
01-34	提案審査及び優先交渉権者の特定	１４	１０	(３)					審査要領1(4)イ(イ)に定めるプレゼンテーション審査において、代表企業の出席者に加え、提案書に記載したデザイン協力会社（企画・デザイン担当責任者等）が出席し、説明および質疑応答を行うことは認められますでしょうか。	協力会社の出席は不可です。
02_審査要領										
02-1	優先交渉権者の特定	3	2	(１)					各委員６名による合計点という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
03_評価基準										
04_要求水準書										
04-1	総則	2	3	(１)					要求水準書第1章3(1)において、「設計業務委託契約」「工事監理業務委託契約」「工事請負契約」が個別の契約書類として示されています。本事業において、プロポーザル応募時および契約締結時において、「設計業務は設計兼施工会社とデザイン・企画会社による設計共同体（JV）」とし、「工事請負契約は設計兼施工会社（単体）」として個別に契約を締結するスキームは認められますでしょうか。	よろしいです。
04-2	第2章 本事業の概要と条件	4	2	(1)	イ				追加地質調査は任意と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
04-3	第2章 本事業の概要と条件	6	4	(1)	イ	(イ)	k		平塚市設計図書作成基準は平塚市ホームページ等からダウンロードできますでしょうか。	ホームページ等からのダウンロードはできません。 設計業務委託契約締結後に提示します。
04-4	本事業の要求水準	7	第3章	1	(１)	イ	(ア)	a	広場と新投票所の運営時間、開場時間について、特に「表-2 利用モードによる分類」の③日常モード時の投票所および広場の運営、開錠・閉錠時間の想定などはございますでしょうか。	日常モード時は、概ね10時～17時にて運用することを想定しています。
04-5	本事業の要求水準	7	第3章	1	(１)	イ	(ア)	a	「表-2 利用モードによる分類」の各モードの想定来場者数は実績値によるものかと存じますが、時間当たり平均、時間帯推移、ピーク時1時間の滞留人数等の数値をご教示いただけますでしょうか。	1日の累計来場者数の約50%が最大滞留数となり、昼開催時においては、14時頃に最大滞留数を迎える傾向にあります。
04-6	断熱性能	9	1	(１)	ア	(ウ)	d	(e)	断熱性能基準について指定がございますか。（建具性能が大きく変わるため）	断熱性能基準に指定はありません。ただし、ZEB Readyの認証取得が条件になります。
04-7	第3章 本事業の概要と条件	１１	1	(1)	イ	(ア)	a	(a)	表-2 想定利用形態のキッズスペースは仮設テントで良いでしょうか。また大きさの指定はありますでしょうか。	想定利用形態とは、発注者が想定する利用用途を参考として記載しています。
04-8	第3章 本事業の概要と条件	１１	1	(1)	イ	(ア)	a	(a)	表-2 想定利用形態の休憩スペースステントの大きさの指定はありますでしょうか。	想定利用形態とは、発注者が想定する利用用途を参考として記載しています。
04-9	第3章 本事業の概要と条件	１２	1	(1)	イ	(イ)	a	(b)	表-2 想定利用形態のイベントブースの大きさの指定はありますでしょうか。	想定利用形態とは、発注者が想定する利用用途を参考として記載しています。
04-10	第3章 本事業の概要と条件	１３	1	(1)	イ	(ウ)	a	(c)	「フードコート利用可能期間を確保する計画」とは具体的にどのような状態を指しているのでしょうか。	工事による利用休止期間を極力短縮するため、施工範囲や工程を工夫することを指します。
04-11	第3章 本事業の概要と条件	１５	1	(2)	オ	(ア)			積雪荷重についての行政指導はございますか。（平塚市建築基準法施行細則13条が該当でしょうか）	お見込みのとおりです。
04-12	第3章 本事業の概要と条件	１６	1	(3)	ア	(コ)			電力量計はテナント用1台でよいでしょうか。イベント用等別に複数必要となりますでしょうか。	テナント用１台でよろしいです。
04-13	第3章 本事業の概要と条件	１８	1	(3)	エ	(カ)	c		AIカメラのリアルタイム監視はどの場所で行うのでしょうか。	第２センタースタンド3階の事務室です。
04-14	第3章 本事業の概要と条件	２０	1	(4)	ウ	(ク)	b		公共枡の入れ替えも必要でしょうか。	既設公共桝をそのまま使用するか入れ替えるかは、関係機関との協議によります。
04-15	第4章 本業務の実施に関する要求水準	２２	1	(1)	イ	(ウ)	a		要求水準確認書（任意様式）について参考様式がありましたらご提示願います。	設計業務委託契約締結後に参考様式を提示します。 なお、要求水準確認書の内容については双方協議のうえで定め、運用することを想定しています。
04-16	第4章 本業務の実施に関する要求水準	２２	1	(1)	イ	(エ)	a		技術提案確認書（任意様式）について参考様式がありましたらご提示願います。	設計業務委託契約締結後に提示します。 なお、技術提案確認書の内容については双方協議のうえで定め、運用することを想定しています。
04-17	要求水準書	２３	2	(1)	ウ				設計時に調査を行う場合、提案の段階で想定できない結果の工事費は増額対象か。	提供資料及び現地調査において通常想定可能なものを除き、お見込みのとおりです。
04-18	作業日・作業時間	25	4	(１)	キ				通常の作業時間に加え、本場・場外開催中及び主要イベント開催時に適用される、騒音・振動作業、工事車両の入退場及び作業休止の条件をご教示ください。	要求水準書_第４章_４をご参照ください。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層１	見出し階層２	見出し階層３	見出し階層４	見出し階層５	見出し階層６		
04-19	仮設物等	25	4	(1)	エ	(エ)			既存エレベーターの寸法・荷重制限をご教示ください。制限を超える部材（下地材・ボード類・その他）の揚重について、外部仮設揚重機の設置設置になるかと思いますが、水準所に記載されている景観配慮以外に必要な設置・養生条件がありましたらご教示ください。	改修時に工事利用が可能な管理用エレベーターのかご内法、出入口寸法、積載量(定員)は以下の通りです。 制限を超える場合は、協議のうえで、来場者用エレベーターの使用を可とします。 【管理用（EV3）】 ・かご内法（W×D×H）：1400㎜×1350㎜×2300㎜ ・出入口寸法（W×H）：800㎜×2100㎜ ・積載量（定員）：750kg（11人） 【来場者用（EV2）】 ・かご内法（W×D×H）：1600㎜×1500㎜×2250㎜ ・出入口寸法（W×H）：900㎜×2100㎜ ・積載量（定員）：1000kg（15人） また、外部仮設揚重機の設置においては都度協議とします。
04-20	仮設物等	25	4	(1)					工事期間中の工事事務所、詰所、以外で必要な施設はありますでしょうか。	発注者が求める仮設施設はありません。受注者の提案、施工計画に応じて適宜ご判断ください。
04-21	仮設物等	25	4	(1)					工事期間中の工事事務所、詰所を施行ヤード内のどこでも計画しても問題ないでしょうか。	よろしいです。
04-22	第4章 本業務の実施に関する要求水準	２７	2	(1)	サ	(ウ)			近隣の環境に及ぼす影響についての調査とは具体的に何を行うのでしょうか。	受注者の提案および施工計画に応じて騒音、振動、粉じん、交通影響、日照阻害、安全性などが周辺環境や近隣住民の生活に与える影響を把握するために必要な周辺環境の確認等を示しており、特殊なモニタリング、分析等を要する調査は想定していません。
04-23	第4章 本業務の実施に関する要求水準	２７	2	(1)	タ				引渡し書類等のシステム化やクラウド化とは具体的に何を指しているのでしょうか。	将来的な維持管理、修繕等の為の情報を一元管理可能なアプリケーション、クラウドサービス等のことです。
04-24	要求水準書								既存建物の申請関係書類（許可、確認申請、検査済み、条例協議、定期報告など）はすべて現存しており、提供可能か。	現時点ですべての建物の関係書類は確認されていません。 前願申請書等の本事業の確認申請に要する既存建物に関する情報があるものとして業務をお見込み下さい。
04-25	要求水準書								既存建物に関する調査資料は提供可能か。	現段階において、追加の調査資料の開示はありません。
05 _要求水準書の添付資料										
05_1【添付資料１】関係者の業務・責任区分及び役割分担表										
05_1-1	Ⅱ基本設計段階〈基本設計〉〈品質〉	1	3						プロジェクト目標・発注者要求の確認とは具体的に何を行うのでしょうか。	設計、施工業務期間内において随時プロジェクト目標として事業の目的および発注者要求の追加・変更要望を確認し、受注者の業務へのフィードバックを行うことを指しております。
05_1-2	Ⅱ基本設計段階〈調査業務〉	1	1						敷地測量は今回必須でしょうか。地積図、過去の確認申請図等をご提供いただけますでしょうか。必要な場合敷地全範囲を測量するのでしょうか。	前願確認申請図としての敷地現況図、地積図データを、参加資格を有すると認められた者に対して、参加資格の確認結果通知と共に提供します。追加の敷地測量の要否については、適宜ご判断のうえ、必要な場合は調査費用を計上してください。 なお、計上有無が分かるように内訳書の細目もしくは備考欄に「敷地測量費」と記載してください。
05_1-3	Ⅲ実施設計段階〈会議〉	1	3						実施設計説明会とは具体的に誰に対して行うのでしょうか。	発注者に対して行うものです。
05_1-4	Ⅲ実施設計段階〈実施設計業務〉〈品質〉	2	16						デザインレビューとは具体的に何を行うのでしょうか。	設計説明会と同様に要求水準の適合確認、設計品質の確認などを目的とし、設計条件と計画の整合確認、構造・設備計画の妥当性、図書相互間の整合、施工性（仮設計画、安全性、周辺環境への影響度）などを確認します。なお、業務期間中に1回程度を想定し実施時期については実施設計開始時に発注者との協議により定めることを想定しています。
05_1-5	Ⅳ工事施工段階〈設計変更及び工事工程段階設計業務〉〈品質〉	2	3						計画変更確認申請は必須でしょうか。	本項目の定めは生じる可能性がある業務に関しての役割を定めております。現時点で発注者の変更要望等による計画変更確認申請は想定していません。
05_1-6	Ⅳ工事施工段階〈工事施工段階での検査〉〈品質〉	3	6						コミッショニングは第三者によるものが必要でしょうか。	現時点で第三者機関によるコミッショニングは想定していません。 必要となった場合は別途協議とします。
05_2【添付資料３】工事区分表										
05_2-1	1.共通事項 E.各種経費	2	3						土壌汚染調査は必須でしょうか。	必須ではありません。 ただし、行政協議により必要となった場合は別途協議とします。
05_2-2	1.共通事項 E.各種経費	2	4						土壌汚染調査不要の場合、土壌汚染対策費はなしとしてよろしいでしょうか。	よろしいです。
05_2-3	1.共通事項 E.各種経費	2	16 17						計画及び竣工後のPML値取得とは何を指しているのでしょうか。	PML値（Probable Maximum Loss：予想最大損失率）取得は地震リスクによる最大損失の算定を指しています。
05_2-4	2.建築本体工事 Q.家具備品工事	5	10 11						ブラインド制御はなしとしてよろしいでしょうか。	受注者の提案に委ねます。
05_2-5	2.建築本体工事 U.その他								各種モックアップはなしとしてよろしいいでしょうか。	モックアップの有無は任意とします。 特殊な内外装材等を用いた提案とする場合などにおいて円滑な発注者意思決定などに寄与する等の効果が期待される場合は実施をご検討ください。
05_3【添付資料５】成果品・提出物リスト										
05_3-1	基本設計業務に係る成果品 1.基本設計図 提出部数								原紙とは普通紙に出力したもの一組みとしてよろしいでしょうか。	よろしいです。
05_3-2	基本設計業務に係る成果品 1.基本設計図		1	(1)	16				日影図は不要としてよろしいでしょうか。	受注者の提案に委ねます。 提案の建物形状、配置計画により必要となる場合にはお見込ください。
05_3-3	基本設計業務に係る成果品 1.基本設計図								図面サイズの指定はありますでしょうか。	現時点での指定サイズはありません。 基本設計時に協議のうえ指定します。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層１	見出し階層２	見出し階層３	見出し階層４	見出し階層５	見出し階層６		
05_3-4	実施設計業務に係る成果品 1.建築	1	1	(1)					日影図は不要としてよろしいでしょうか。	受注者の提案に委ねます。 提案の建物形状、配置計画により必要となる場合にはお見込ください。
05_3-5	実施設計業務に係る成果品 1.建築	1	1	(1)					昇降機設備図はなしとしてよろしいでしょうか。	提案により設置する場合には必要です。
05_3-6	施工（解体）施工（整備・改修）	1 2	B	(11)					近隣説明会、及び結果報告書が双方の工事にありますが1回で合わせて開催としてよろしいでしょうか。	解体工事着工時には新築工事の整備内容が確定していないことが想定されるため、現時点では2回を見込んでください。
05_3-7	要求水準書　添付資料5	1	1	(3)					工事費概算書とは　投票所新設工事、多目的広場等整備工事、スタンド改修工事　の基本設計概算と考えてよいか。	よろしいです。
05_3-8	要求水準書　添付資料5	1	1	(4)					解体工事清算見積書とは　既存図などから解体数量を算出し内訳に記載した、施工者が作成した工事見積書としてよいか。	成果品としての解体工事清算見積書は、現地調査、有害物質調査、工法検討による数量積算、仮設数量積算等を行った解体工事契約の為の積算書として見込んでください。
05_3-9	要求水準書　添付資料5	2	1	(4)					設計後見積書とは、設計中に提出する工事請負契約に関する見積合せの内容を反映した内訳書としてよいか。	よろしいです。詳細な工事契約プロセスについては質疑回答01-1を参照ください。
05_3-10	要求水準書　添付資料5	3	2	(7)					設計後見積書とは、設計中に提出する工事請負契約に関する見積合せの内容を反映した内訳書としてよいか。	よろしいです。詳細な工事契約プロセスについては質疑回答01-1を参照ください。
05_4【添付資料６】建築各室諸元表										
05_4-1	新投票所 屋内車券売り場	1	1						「有人窓口を1か所設けること」とあるが、発注者が想定する具体的な仕様および形状等はどのようなものでしょうか。	現状使用されている寸法等を現地確認で計測いただき、適宜ご提案ください。
05_4-2	新投票所 屋内車券売り場	1	1						「モニターサイズは65型を17台程度、43型を15台程度、24型を4台程度、想定すること」とありますが、各サイズのモニターにおける想定用途や設置場所など、使い分けの基準があればご教示ください。	65型は天吊りを想定し、主にその日のメインレースのオッズ表示及びレース放映用を想定しております。 43型は天吊りや発払機上部の壁付けを想定し、サブレースのオッズ表示及びレース放映を想定しております。 24型は来場客目線での高さによる壁付けとし、レース結果の表示を想定しております。
05_4-3	建築各室諸元表	1	2						巾木（高さ）：-と表記の部分は巾木なし、または巾木の高さは任意のどちらでしょうか。	提案される仕様により、巾木の設置有無を検討ください。高さは任意となります。
05_4-4	建築各室諸元表	1	3						巾木（高さ）：-と表記の部分は巾木なし、または巾木の高さは任意のどちらでしょうか。同様に壁天井の：-の表記は仕上げなしまたは任意の仕上げのどちらでしょうか。	工事区分欄に記載のとおり、内装工事は別途工事範囲になります。
05_4-5	建築各室諸元表	1	6						巾木（高さ）：-と表記の部分は巾木なし、または巾木の高さは任意のどちらでしょうか。同様に壁天井の：-の表記は仕上げなし、または任意の仕上げのどちらでしょうか。	提案される仕様により、巾木の設置有無を検討ください。高さは任意となります。
06 _要求水準書の参考資料										
06-1	参考資料３ 敷地現況図及び既存施設面積表								土木：測量・地盤・発生土 市が保有する現況測量・境界確定・基準点資料、既存舗装構成、地質・地下水及び土壌調査資料をご提示ください。追加調査の実施・費用区分と、発生土の場内利用又は市指定搬出先の有無をご教示ください。	既存施設図については提供している資料以外にはありません。 調査については現時点では不要とし、関係機関協議により必要となった場合に追加業務として協議するものとご理解ください。
06-2	参考資料３ 敷地現況図及び既存施設面積表								共通：非公開部の追加調査 地中・天井内・機械室・電気室等について、提案期間中に試掘、機器銘板確認、盤内確認及び追加現地調査を行うことは可能ですか。許可範囲、申込方法、立会条件及び調査に要する費用の負担をご教示ください。	現地確認期間内においては発注者費用負担の生じない範囲での追加の現地確認は可能です。
06-3	参考資料４ 事業マスタースケジュール								事業工程管理について、別途工事との調整、市との意思決定時期、適切なコストモニタリングなどを鑑み、より実効性を高める目的で、参考資料のマスタースケジュールとは異なる業務工程表を提案することは可能か。	マスタースケジュールは参考資料として提示しており、異なる業務工程表を提案頂くことは可能です。
06-4	参考資料４ 事業マスタースケジュール								共通：営業日程・作業制限 工事期間中の開催・場外発売・イベント等の日程について、現時点の予定及び確定・変更通知の時期をご提示ください。騒音・振動・粉じん作業及び夜間・休日施工の制約、市都合で日程変更した場合の契約上の取扱いをご教示ください。	工事期間中の開催日程等は、現時点では未定です。 令和９年度下期日程は令和９年８月に、令和10年度上期日程は令和10年2月に確定します。 開催等における施工条件は、要求水準書_第４章_４をご参照ください。
06-5	参考資料４ 事業マスタースケジュール								共通：別途工事の引継ぎ 発払機、監視カメラ、モニター及びテナント内装の別途工事について、各事業者への引渡し条件、施工可能時期、試験・総合調整の時期及び全体調整の責任主体をご提示ください。未確定条件の通知期限をご教示ください。	要求水準書_第４章_４をご参照ください。 設計、施工に係る詳細条件については設計業務期間で適時提供します。
06-6	参考資料 5－1 解体範囲図								解体順序に決まりはありますでしょうか。	順序の指定はありません。
06-7	参考資料 5－1 解体範囲図								工事導線として久嶺堤4号線の使用は可能でしょうか。	近隣の大型車両および店舗来客の主要動線であることから、極力工事動線に使用しない計画としてください。
06-8	参考資料 5－1 解体範囲図								上記使用が可能な場合⑭ステージ①、⑮ウッドデッキ、を解体後、工事車両搬出入路として検討してもよいでしょうか。	近隣の大型車両および店舗来客の主要動線であることから、極力工事動線に使用しない計画としてください。
06-9	参考資料 5－1 解体範囲図								路盤解体について、表面にカッターを入れ表層を撤去し路床(砕石）にすり合わせ(砕石でレベル調整は不要と考える）※ただし、既存インフラ等の撤去部分は掘削土で埋め戻して砕石(t100程度)で調整と考えてよろしいでしょうか。	舗装種別を指定していない為、提案によります。
06-10	参考資料 5－1 解体範囲図								建物内残置物は工事にて廃棄処分と記載があるが、現状から増減は発生しないと考えてよいでしょうか。どの時点での状態にて見積をおこなえば良いかご教示ください。	解体着工前に一部物品の搬出を行うため、残置物の量は現状よりも減少する可能性があります。 見積にあたっては、現状の残置物量を上限として積算を行ってください。
06-11	参考資料 5－1 解体範囲図								大屋根の雨樋は残置と考えてよいでしょうか。	提案に委ねます。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層１	見出し階層２	見出し階層３	見出し階層４	見出し階層５	見出し階層６		
06-12	参考資料 5−1 解体範囲図								解体エリアの舗装撤去とありますが、路盤材は残置としてよろしいでしょうか。	舗装種別を指定していない為、提案によります。
06-13	参考資料5-1 解体範囲								メインスタンド内什器撤去の作業規制等あればご教授ください。	要求水準書_第４章_４をご参照ください。制限が生じる場合には協議の上、調整とします。
06-14	参考資料5-1 解体範囲（共通仮設）								メインスタンド内作業での養生に関して規則等あればご教授ください。（エレベーター養生、壁養生等）	養生等に規則等はありませんが、工事の内容を鑑み、床、壁の破損・汚損の防止および美装（清掃）を適宜お見込ください。
06-15	参考資料5-1 解体範囲								搬出入口として見学させていただいた駐車場はすべて利用可能でしょうか？	【参考資料３_敷地現況図及び既存施設面積表】44守衛室北側に示す駐車場は、工事期間中は関係者用の駐車場として使用するため、すべての範囲を利用することはできません。資機材の荷下ろしや搬入等の一時的な使用は可能としますが、都度協議の上、調整とします。
06-16	参考資料5-1 解体範囲								メインスタンド内什器撤去の際、搬出入口付近にコンテナ設置は可能でしょうか？	よろしいです。設置範囲や期間は、都度協議の上、調整とします。
06-17	参考資料5-1 解体範囲								残置物の撤去の内容詳細をご教授いただけますでしょうか？また液体類、食品等は産廃に含まなくてもよろしいでしょうか？	解体着工前に一部物品の搬出を行うため、残置物の量は現状よりも減少する可能性があります。 見積にあたっては、現状の残置物量を上限として積算を行ってください。
06-18	参考資料5-1 解体範囲								舗装撤去工に関して面積がわかる資料はございますでしょうか？（大テント下以外の部分です）	前願確認申請図としての敷地現況図、地積図データを参加資格を有すると認められた者に対して、参加資格の確認結果通知と共に提供します。
06-19	参考資料5-1 解体範囲								⑭、⑮のウッドデッキ、ステージ撤去後の床部分は現状ままでよろしいでしょうか？	舗装種別を指定していない為、提案によります。
06-20	参考資料5-1 解体範囲								アスベスト調査報告を提示予定とありますが報告書以外の調査は必要となる場合がございますでしょうか？	受注者において必要とされる場合は、適宜調査を実施してください。
06-21	参考資料5-1 解体範囲								①電話ボックス撤去後の補修はAS舗装でしょうか？	周辺同様、アスファルト舗装（歩行用）としてお見込み下さい。
06-22	参考資料5-1 解体範囲								解体範囲内の地中障害物、土壌汚染等があった場合は、別途協議でよろしいでしょうか？	よろしいです。
06-23	参考資料5-1 解体範囲								PCB・ダイオキシンはないと考えてよろしいでしょうか？	発注者が把握している範囲において、PCB含有物及びダイオキシン類による汚染は確認されていません。 なお、工事実施中にこれらが確認された場合は、関係法令に基づき協議のうえ対応するものとします。
06-24	参考資料5-1 解体範囲								既存正門下、入場ゲート機は撤去でしょうか。または再設置でしょうか。	入場ゲートは撤去とし、再設置は不要です。
06-25	参考資料5-1 基本計画参考図面（解体範囲図）								土木：解体と整備の引継ぎ 本事業の解体段階と整備段階で、基礎・地中梁・杭・埋設管・舗装の撤去及び埋戻しをどの契約に含めるかをご提示ください。埋設残置を認める条件、残置位置の記録及び整備段階への引渡し条件をご教示ください。	解体段階と整備段階の業務内容は提案によるものとします。
06-26	参考資料5-1 基本計画参考図面（解体範囲図）								共通：未知の地中条件 開示資料にない地中障害物、使用中の埋設物、不良土又は汚染等が判明した場合、調査・対処費及び工程影響について適用される契約上のリスク分担と協議・変更の手続きをご教示ください。受注者負担として見積りに含める範囲もご提示ください。	【添付資料４リスク分担表】をご参照下さい。 発注時点で予測しえない地中障害、汚染等については発注者負担とします。
06-27	参考資料5-1 基本計画参考図面（解体範囲図）								共通：残存施設の継続使用 解体対象施設から残存施設へ供給又は中継している電源、通信、給水、排水、消火及びガスのうち、市が把握する継続使用系統をご提示ください。仮設切替を含むサービス継続条件と、解体着手前に市の確認を要する事項をご教示ください。	【参考資料８既設インフラ整備状況】をご参照ください。
06-28	参考資料5-2_基本計画参考図面_入場口周辺エリア	1							管理用通用門近傍に競輪場への関係者出入を管理するための警備員室を計画とありますが、既存面積程度（100㎡）の建築計画必要でしょうか。	【添付資料６建築各室諸元表】に示す規模、仕様を前提として提案して下さい。
06-29	参考資料5-2_基本計画参考図面_解体範囲図								当該図面（もしくは計画範囲に関する図面）の下図、もしくは道路台帳、測量図のCADデータないしPDFデータを提供いただくことは可能でしょうか	前願確認申請図としての敷地現況図、地積図データを参加資格を有すると認められた者に対して、参加資格の確認結果通知と共に提供します。
06-30	参考資料5-2_基本計画参考図面_解体範囲図								フードコートエリアの座席、テーブルは既存利用でしょうか、新規設置となりますでしょうか。	受注者の提案によります。
06-31	参考資料5-3 参考図(新投票所)	1							各機能・用途を仮に図式化した参考平面プランとし、提案する平面プラン等はこれに依らないと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
06-32	参考資料5-3 セキュリティ区分								新投票所のセキュリティ区分について、Zone1（早朝開催時にアクセス可能なエリア）として「屋内車券売場」「テナントスペース」「男女WC」「授乳室・おむつ交換室」「HWC」が指定されているが、正門開場前（～10時）においても、早朝来場者が同エリア内に立ち入れるという認識で相違ないか。	お見込みのとおりです。 ただし、新投票所を経由して入場口周辺エリアへアクセスできないような計画として下さい。
06-33	参考資料7-14 大テント下赤外線ヒーター	全頁							電気・設備：ヒーターの扱い 既存赤外線ヒーターについて、現在の稼働状況、市が求める撤去・移設・再使用の対象と保管・引渡し条件をご提示ください。解体範囲外へ供給する共用配線・配管の有無と、保守業者の関与及び費用区分をご教示ください。	撤去・処分とし、移設や再使用は想定していません。 共有配線・配管は、現段階では既存図面および可能な範囲にて現地確認を行い、計画してください。 受注後は必要に応じて現地調査を実施し、変更が生じる場合は都度協議とします。 保守業者の関与が必要となった場合は、別途協議とします。
06-34	参考資料7-15 舗装および残置物撤去（大テント下舗装のみ）	1・2							土木：既存舗装の撤去条件 提示図は既往工事の資料と理解しています。現在の舗装構成・改修履歴及び図面との相違に関する市保有資料をご提示ください。本事業で必須とする撤去範囲、下地・基礎・残置物の扱い及び再使用を求める部分をご教示ください。	現段階において、舗装構成や改修履歴の開示は想定していません。 既存舗装の撤去範囲は、【参考資料5-1_基本計画参考図面_解体範囲図】をご参照ください。
06-35	参考資料 7-18競輪場メインスタンド整備事業（空調設備）								空調換気計画において既存空調との連動は考慮せず改修部分の単独運用と考えてよろしいでしょうか。	受注者の提案によります。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層１	見出し階層２	見出し階層３	見出し階層４	見出し階層５	見出し階層６		
06-36	参考資料7-18 メインスタンド整備事業（空調換気設備）	全頁							設備：空調機器の現況資料 参考図以降の空調・換気設備の更新履歴、現在の機器台帳・運転状況・点検記録及び不具合をご提示ください。本事業で再使用を必須とする機器と、市が別途更新する予定の機器があればご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-37	参考資料7-18 メインスタンド整備事業（空調換気設備）	全頁							設備：区域外への供給継続 ３階改修区域と他階・残存施設で共用する空調・換気・制御系統をご提示ください。改修中も必要となる運転時間・利用区域と、停止可能時間、市が要求する営業継続条件をご教示ください。	改修区域外と共用する設備は設計計画によるため、現段階では既存図面および可能な範囲にて現地確認を行い、計画してください。 受注後は必要に応じて現地調査を実施し、変更が生じる場合は都度協議とします。 現在使用している系統は継続使用が必要となります。
06-38	参考資料7-18 メインスタンド整備事業（空調換気設備）	全頁							設備：既存制御の接続条件 既存中央監視・空調制御に接続する場合の提供可能な仕様資料、保守事業者の関与条件及び本事業との工事・費用区分をご提示ください。テナント等から受注者に通知すべき利用人数・営業時間・機器発熱等の条件と、その確定時期をご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-39	参考資料7-19 メインスタンド整備事業（電気設備）	全頁							電気：残存系統への影響 ３階改修に関連する照明・電源・通信・放送・警報等について、改修区域外と共用する設備及び継続使用が必要な系統をご提示ください。対象区域の休止期間と、他階・既存観覧席の営業継続条件をご教示ください。	改修区域外と共用する設備は設計計画によるため、現段階では既存図面および可能な範囲にて現地確認を行い、計画してください。 受注後は必要に応じて現地調査を実施し、変更が生じる場合は都度協議とします。 また、現在使用している系統は継続使用が必要となります。
06-40	参考資料7-19 メインスタンド整備事業（電気設備）	全頁							電気：既存機器の再使用条件 本事業で再使用又は移設を必須とする既存盤・照明・放送・通信等の機器一覧、現在の稼働状況及び不具合情報をご提示ください。既存不良が判明した場合の交換費と、既存設備との接続試験・引渡しの責任分界をご教示ください。	現状では再利用又は移設する想定はありませんが、受注後の現地調査の結果等により再利用又は移設することになる場合は、別途協議とします。
06-41	参考資料7-22 正門周辺設置サイン（撤去後再設置）	全頁							電気・土木：サイン引継ぎ 撤去後再設置するサインについて、市が指定する対象・再設置期限・保管条件をご提示ください。既存LED・電源装置・配線・支持部材の再使用方針、権利者等との調整主体及び撤去前からの故障・損傷がある場合の費用区分をご教示ください。	撤去後再設置するサインの対象については、要求水準書_第３章_１を確認してください。 また、撤去前に不具合の有無を確認してください。故障・損傷がある場合の対応は別途協議とします。
06-42	参考資料7-23 第2センタースタンド（受変電設備）								改修にあたり受電設備は既存分岐と考えてよいでしょうか。上記にあたり全棟停電としてよいでしょうか。	要求水準書_第３章_１を参照の上、必要容量により増設や既存分岐を含めた改修を計画ください。 停電が伴う工事は、別途協議とします。
06-43	参考資料7-23 第２センタースタンド（受変電設備）	全頁							電気：受変電設備の現況資料 参考図以降の受変電設備の更新履歴と、最新単線結線図、設備台帳、保護継電器の設定及び点検記録をご提示ください。市が把握する不具合、使用上の制約及び本事業と別に予定する更新工事をご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-44	参考資料7-23 第２センタースタンド（受変電設備）	全頁							電気：既存電源の利用前提 本事業で利用可能な既存受電系統と、市が保有する契約電力、最大需要電力、変圧器負荷の実測記録及び将来増設予定をご提示ください。既存受変電設備の改修・増強を本事業に含める範囲をご教示ください。	本事業で利用可能な既存受電系統は、要求水準書_第３章_１をご参照ください。 契約電力等は、現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-45	参考資料7-23 第２センタースタンド（受変電設備）	全頁							電気：保安管理・停復電立会 現行の電気保安管理体制と、本事業に伴う改修・停復電・試験における市、電気主任技術者、保守業者及び受注者の役割分担をご提示ください。立会、設定変更及び保安上の届出に要する費用区分をご教示ください。	現段階において、現行の電気保安管理体制について、情報の開示は想定していません。なお、本事業に必要となる立会い、設定変更、保安上の届出に係る書類作成支援等は、本事業にて見込んでください。
06-46	参考資料8-1 給水切り回し参考図	1・2							設備：既存給水の現況 参考図作成後の改修履歴、現行の給水系統・接続先・使用中のバルブ及び既存ポンプ・受水槽等の運用情報をご提示ください。保有する水圧・流量の測定記録や、給水能力に関する既往検討資料はありますか。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-47	参考資料8-1 給水切り回し参考図	1・2							設備：断水・仮設給水 競輪開催、場外発売及び施設利用に伴う断水不可時間、許容断水時間、事前周知期間並びに市・施設側の承認窓口をご提示ください。仮設給水を含め、工事期間中に継続給水すべき施設をご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。 現段階では、断水が長期間にならない様な方法で計画提案して下さい。ただし、想定した条件は明記して下さい。
06-48	参考資料8-1 給水切り回し参考図	1・2							設備：給水の工事・申請区分 既存給水設備の撤去・移設・更新及び仮設切替について、本事業、市の別途工事及び水道事業者施工の区分をご提示ください。申請、加入金・負担金、メーター及び既存設備接続に係る市と受注者の負担区分をご教示ください。	【添付資料３工事区分表】をご参照ください。
06-49	参考資料8-2 排水・雨水切り回し参考図	1							土木・設備：既存排水資料 参考図の排水・雨水管及び接続先について、現況を示す台帳・竣工図、管底高さ、管径、流下方向、使用状況並びに管内調査・清掃記録をご提示ください。図面と現況の相違が判明している箇所をご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-50	参考資料8-2 排水・雨水切り回し参考図	1							設備：排水停止の制約 工事中も排水機能を確保すべき既存施設と、排水停止・切替が可能な時間帯及び許容時間をご提示ください。施設運営上必要となる仮設排水・仮設便所等について、受注者が対応する範囲をご教示ください。	残置する配管（黄色）が経由する施設は工事中も排水確保が必要です。詳細な施工条件は、設計段階にて協議とします。
06-51	参考資料8-2 排水・雨水切り回し参考図	1							土木：放流先・対外協議 既存の放流先、使用承認・接続条件及び既往の排水協議資料をご提示ください。本事業に関して既に合意した条件と未了の対外協議、並びに接続先施設の改修・増強が必要となった場合の工事・費用区分をご教示ください。	現段階において、協議資料の公開は想定していません。 また、接続先施設の改修・増強が必要となった場合は別途の協議とします。
06-52	参考資料8-3 消火設備切り回し参考図	1・2							設備：消防設備の現況・協議 消火配管、ポンプ、水源及び接続先の最新系統図、点検結果、未是正の指摘事項をご提示ください。本事業について消防機関と既に協議した条件及び未了事項があればご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層１	見出し階層２	見出し階層３	見出し階層４	見出し階層５	見出し階層６		
06-53	参考資料8-3 消火設備切り回し参考図	1・2							設備：消火機能の継続条件 切り回し中も消火機能を維持すべき施設と、機能停止が認められる条件・時間及び承認手続きをご提示ください。工事中の代替措置について、市が消防機関と合意した事項の有無及び費用負担区分をご教示ください。	設計計画によるため、現段階における提示は想定していません。 また、工事中の代替措置について、市が消防機関と合意した事項はありません。
06-54	参考資料8-3 消火設備切り回し参考図	1・2							設備：既存設備改修の範囲 本事業に起因する既存消火設備の改修・検査と、既存不具合の是正又は他施設側の更新との工事区分をご提示ください。既存設備保守業者による操作、立会及び総合試験の発注・費用区分をご教示ください。	撤去する配管（赤色） で示した配管の撤去を想定しています。既存設備の改修はありません。
06-55	参考資料8-4 ガス配管切り回し参考図	全頁							設備：ガスの現況・再利用条件 現行のガス種、供給方式、使用設備及び廃止・残置管の情報をご提示ください。図中に本事業で利用する場合は撤去可能とされた配管について、その再利用・撤去の選択条件と供給事業者の既協議事項をご教示ください。	原則として、撤去する配管（赤色） で示した配管は撤去を想定しています。再利用の要否は提案に委ねます。
06-56	参考資料8-4 ガス配管切り回し参考図	全頁							設備：ガス工事・停止の分界 供給事業者と受注者の撤去・切替・検査の施工分界、供給停止可能時間及び手続き期間をご提示ください。メーター、引込変更、閉栓・開栓、残ガス処理及び事業者立会等の費用区分をご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。ただし、想定した条件は明記して下さい。
06-57	参考資料 8-5 弱電切り回し参考図								図面が不鮮明な部分がありますため、ポイントを追記いただけますでしょうか。	現段階において、配布資料以外の図面等の開示は想定していません。 原本等は、設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-58	参考資料8-5 弱電切り回し参考図	全頁							電気：継続使用する弱電系統 参考図に示す電話、通信、放送、映像、警備等について、現在使用中の系統・接続先と、解体区域を通過する継続使用回線の一覧をご提示ください。競輪運営用と一般施設用の区分をご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-59	参考資料8-5 弱電切り回し参考図	全頁							電気：停止条件・接続要件 各弱電系統の停止可能時間、切替承認手順及び機能復旧の確認主体をご提示ください。既存システムへの接続に必要な仕様資料、指定保守事業者の関与条件及びその作業費の負担区分をご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-60	参考資料8-5 弱電切り回し参考図	全頁							電気：通信事業者との区分 通信事業者・競輪システム事業者が所有又は管理するケーブル・機器と、本事業で移設・撤去できる範囲をご提示ください。回線移転・仮設通信・試験・立会の発注主体及び費用区分をご教示ください。	移設・撤去できる範囲は、設計計画によるため、現段階における提示は想定していません。【添付資料３工事区分表】を参照のうえ、本体工事に係る関係事業者との必要な調整・立会等を見込んでください。
06-61	参考資料 8-6 強電切り回し参考図								図面が不鮮明な部分がありますため、ポイントを追記いただけますでしょうか。	現段階において、配布資料以外の図面等の開示は想定していません。 原本等は、設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。
06-62	参考資料8-6 強電切り回し参考図	全頁							電気：現行幹線と図面の相違 年代の異なる参考図について、現行設備を示す図面と、更新・廃止した幹線・盤の情報をご提示ください。解体対象施設を経由して残存施設へ給電する系統、切替済み系統及び廃止可能な系統をご教示ください。	現段階において、情報の開示は想定していません。 解体対象施設を経由して残存施設へ給電する系統、切替済み系統および廃止可能な系統は、現段階では既存図面および可能な範囲にて現地確認を行い、計画してください。 受注後は必要に応じて現地調査を実施し、変更が生じる場合は都度協議とします。
06-63	参考資料8-6 強電切り回し参考図	全頁							電気：停電条件・代替電源 停電が認められない設備・系統と、停電可能な日時・継続時間、申請期限及び承認手続きをご提示ください。競技、発売、払戻し、警備等の運営上、工事中に必須となる代替電源の対象をご教示ください。	停電が認められない設備・系統は日程・時間により異なるため、現段階における提示は想定していません。
06-64	参考資料8-6 強電切り回し参考図	全頁							電気：切り回しの責任分界 参考図の切り回しは既往工事の記録か、本事業で必須の施工条件かをご教示ください。本事業、電力会社、市の別途工事及び設備保守業者の施工・試験・立会範囲と、停復電作業の費用区分をご提示ください。	既往工事の記録となります。 【添付資料３工事区分表】を参照のうえ、本体工事に係る関係事業者との必要な調整・立会等を見込んでください。
06-65	参考資料9 発払機参考図	1・2							今回新規に設置され発払機の仕様、サイズも同等と想定してよろしいでしょうか。	よろしいです。
06-66	参考資料9 発払機参考図	1・2							電気：発払機の施工分界 参考図のC工事範囲及び新設分電盤・埋設管等について、本事業と発払機別途工事の分界をご提示ください。電源・通信配管配線、盤、接地、貫通処理、機器接続及び試験の担当区分を確認したいものです。	【添付資料３工事区分表】をご参照ください。
06-67	参考資料9 発払機参考図	1・2							電気・設備：機器条件の確定 発払機の採用機種・台数・配置条件及び事業者資料が提示される時期をご教示ください。必要電源容量、通信接続、発熱量、保守スペース等、設計提案の前提となる機器側条件と、後日の条件変更時の取扱いをご提示ください。	現段階において、配布資料以外の情報の開示は想定していません。 設計業務委託契約締結後に、可能な範囲において提示します。 台数や配置条件は、【添付資料６建築各室諸元表】をご参照ください。
06-68	参考資料10_施工ヤード範囲								女子トイレ、管理事務所、WC、売店の記載があるが、工事中の人の出入りはありますか。	工事期間中に人の出入りを伴う利用想定はありません。
06-69	参考資料10_施工ヤード範囲								施工ヤード範囲(近傍含む）の区画は受注者の提案と考えてよいでしょうか。(指定又は使用不可はあるか、また場所毎に選定しても問題ないか)	参考資料10に示す範囲内で受注者の提案によります。
06-70	参考資料10 施工ヤード利用範囲								工事期間中の南側平場駐車場は一般または職員の利用はありますか。その場合敷地内への入り口は屋根３西側の通路のゲートを利用するのでしょうか。同駐車場を利用する工事関連車両からの入場も同じ考えでよいでしょうか。	都市計画公園区域と隣接する駐車場については、一般客の駐車場利用があります。工事関連車両の入場は、施工ヤード西側及び北側道路から入場する計画としてください。
06-71	参考資料10 施工ヤード利用範囲								土木：使用期間・占有条件 図示されたヤードについて、各区域を使用できる期間と時間帯、競輪場との共用区間及び使用不可日をご提示ください。現場事務所、発生土・資材置場、仮設設備及び作業員駐車場に使用できる範囲をご教示ください。	添付資料10は解体工事期間、工事施工期間において受注者が占有可能な範囲を示しています。なお、施工ヤード範囲内の利用方法については受注者の施工計画によるため、受注者の提案により、協議とします。 土埃や騒音など周辺環境への影響に考慮した計画として下さい。
06-72	参考資料10 施工ヤード利用範囲								土木：搬入・安全管理条件 施設管理上使用できる工事車両出入口・搬入経路と、車格・重量・台数・時間帯の制限をご提示ください。来場者との分離、警備員・交通誘導員及び仮囲いについて、市が必須とする運営上の条件をご教示ください。	現段階における想定はしておりませんが、安全管理体制を徹底した運営を想定してください。
06-73	参考資料10 施工ヤード利用範囲								共通：仮設電気・水道 仮設電源・給水に利用可能な既存施設と、市が提供可能な容量・利用条件をご提示ください。使用料、メーター設置、既存設備からの取出し及び原状回復に係る負担区分をご教示ください。	【添付資料３工事区分表】をご参照ください。 既存設備からの取り出し及び原状回復は受注者負担となります。
06-74	参考資料11 アスベスト調査報告書								アスベスト調査報告書につき（予定）とありますが、いつごろ受領できますでしょうか。	第１回質問に対する回答の公表時に配布します。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層１	見出し階層２	見出し階層３	見出し階層４	見出し階層５	見出し階層６		
06-75	要求水準書 参考資料一覧								共通：参考図と必須条件 既存図面及び切り回し参考図のうち、現況情報としての参考資料と、本事業で必須とする施工・引継ぎ条件の区分をご教示ください。参考図と現況が異なる場合に適用する契約上の取扱い及び提案時の見積前提の記載方法をご提示ください。	【添付資料３工事区分表】、【添付資料４リスク分担表】をご参照ください。
06-76	要求水準書 参考資料一覧								共通：図面未提示物・石綿 一覧で図面を提示しないとされた施設・工作物等について、解体・設備撤去の数量根拠となる現況調査資料の提供又は追加調査の可否をご教示ください。また、提示予定のアスベスト調査は設備保温材・配管等を含むどの範囲を対象とし、未調査箇所の調査・処理費をどのように分担しますか。	現段階におけるアスベスト調査結果は、第１回質問に対する回答の公表時に配布します。 アスベストの追加調査や撤去費用は技術提案見積書にてご提出ください。
07_様式集										
07-1	様式2-5 添付書類								「契約書等の写し」について、契約書ではなく「注文書の写し」を提出することは認められるか。	お見込のとおりです。
07-2	様式2-8 添付書類								各配置予定技術者の参加資格要件を満たす実績が同一案件である場合、添付書類（契約書等の写し）は人数分提出する必要があるか、1部のみの提出で認められるか。	同一案件の場合は、１部のみ提出でよろしいです。
07-3	様式5-1 ■技術提案見積書作成要領	2	Ⅱ	①					ASP(アプリケーションサービスプロバイダー）導入費用とありますが、具体的にどのような機能が必要でしょうか。	業務期間中に受発注者間でデータを共有するための共有ストレージとお考えください。
07-4	様式5-1 科目別内訳書（中項目）	2	Ⅱ	②					家具什器類処分費とは残地物処分のことでよろしいでしょうか。残地物処分である場合、残地数量が不明なため、指定数量等としていただけますでしょうか。	解体着工前に一部物品の搬出を行うため、残置物の量は現状よりも減少する可能性があります。 見積にあたっては、現状の残置物量を上限として積算を行ってください。
08_契約関連資料										
08-1	工事請負及び工事監理業務委託の契約手続等	2	第7条						解体工事におけるアスベストの調査、撤去にかかる費用の見積は設計業務委託契約以降に適宜提出と考えてよろしいでしょうか。	技術提案見積書に含めてご提出ください。
09_その他										
09-1	工事中仮設トイレ								工事中に仮設トイレとしてWCの使用は可能でしょうか。(現在使用禁止の表示あり）	【添付資料３工事区分表】をご参照ください。使用可能なWCは別途協議します。
09-2	スタンド改修								メインスタンド3Fの区画は指定区画範囲内にて仮設・養生ほか受注者の提案と考えてよいでしょうか。(指定又は使用不可はあるか）	お見込みのとおりです。 ただし、メインスタンド開場時においては、通路を確保するなど関係法令を遵守のうえ計画ください。
09-3	スタンド改修工事								工事期間中における対象工事範囲の観客席前方の工事期間中の取扱いについて。モニターの撤去及び復旧で検討してもよいでしょうか。もしくは養生にて対応でしょうか。	受注者の提案によります。
09-4	解体								機器を含め、解体対象物にPCBを含有している物はないと考えてよいでしょうか。	発注者が把握している範囲において、PCB含有物はありません。。 なお、工事実施中にこれらが確認された場合は、関係法令に基づき協議のうえ対応するものとします。
09-5	解体								地下通路撤去後の埋戻し方法については指定はあるか、良質土の埋戻しでよいでしょうか。	お見込のとおりです。ただし、即時沈下等の障害が生じないよう十分な転圧管理および含水比管理を行う計画としてください。